

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(個別の市町村が処理することとする事務の範囲) 第7条 条例別表第2の1の2の項の規則で定めるものは、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の処分、次に掲げるものの施行地区についてするものとする。</u> <u>(1) 旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理</u> <u>(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業</u> <u>(3) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業</u>	(個別の市町村が処理することとする事務の範囲) 第7条 削除
2	第29条 条例別表第2の19の2の項(4)の規則で定めるものは、 <u>母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）第5条の養育医療給付申請書の受理に関する事務とする。</u>	第29条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。